

公益財団法人香川県防犯協会連合会助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人香川県防犯協会連合会（以下「本会」という。）が安全・安心まちづくりや青少年健全育成を目的として活動する団体等に対する援助を適正に実施するため、安全・安心まちづくり等助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全・安心まちづくり 県民、事業者又はこれらの者が組織するボランティア団体（以下「ボランティア団体等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動の推進、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた取組みをいう。
- (2) 青少年健全育成 ボランティア団体等による青少年の非行防止を図るための街頭補導活動、有害環境浄化活動、青少年の規範意識の向上に資する活動等の推進その他青少年の健全育成に向けた取組みをいう。
- (3) 安全・安心まちづくり推進地区 安全・安心まちづくりに積極的に取り組もうとする県内の市又は町の区域内的の地区のうち、安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を促進し、その成果が他の地区に普及することが見込まれるものとして本会が指定した地区をいう。
- (4) 青少年健全育成推進地区 青少年健全育成に積極的に取り組もうとする県内の市又は町の区域内的の地区のうち、青少年健全育成に関する総合的な施策を促進し、その成果が他の地区に普及することが見込まれるものとして本会が指定した地区をいう。

(助成金の交付対象)

第3条 本会は、予算の範囲内において、ボランティア団体等又は安全・安心まちづくり推進地区若しくは青少年健全育成推進地区（以下「推進地区」という。）が行う事業において次の各号に掲げる活動に要する経費の一部を助成することができるものとする。

- (1) 防犯思想の普及啓発活動
- (2) 地域の安全と平穏を確保するための活動
- (3) 青少年の非行防止及び健全育成活動
- (4) 防犯環境の点検整備活動
- (5) その他安全・安心まちづくりに必要な活動

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするボランティア団体等又は推進地区は、別記様式第1号の助成金交付申請書に事業計画書その他必要書類を添付して理事長に申請するものとする。

(審査責任者)

第5条 助成金の交付の適正な執行を図るため、事務局に助成金交付審査責任者（以下「審査責任者」という。）を置く。

- 2 審査責任者は、事務局長とする。
- 3 審査責任者は、助成金の交付申請があったときは、その適否を審査し、速やかにその結果を理事長に報告するものとする。

(助成金交付等の決定)

第6条 理事長は、審査責任者から審査結果の報告を受けたときは、速やかに助成金の交付又は不交付を決定し、交付の決定をしたときは別記様式第2号の助成金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の交付の決定をする場合において、必要があるときは、助成金交付の目的を達成するため必要な資料の提出を求めるほか、交付の条件を付することができる。

3 理事長は、第1項の不交付の決定をしたときは、理由を付した書面により申請者に通知しなければならない。

(助成金の金額)

第7条 助成金の交付は、本会の予算の範囲内で行い、その額は1地区につき20万円を限度とする。

2 助成金の額は、申請者から提出された申請書の内容等を審査し、決定するものとする。

(助成金交付の取消し)

第8条 理事長は、ボランティア団体等又は推進地区が次の各号の一に該当すると認めるときは、第6条第1項の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金を第3条に定める事業以外に使用したとき

(2) 助成金交付の条件に違反したとき

(3) 虚偽その他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき

2 理事長は、前項に規定する取消しの決定をしたときは、理由を付した書面によりボランティア団体等又は推進地区に対して取消しの通知をしなければならない。

(助成金の返還)

第9条 理事長は、前条第2項に規定する取消しの決定を通知した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、取消し決定の通知が発出された日から14日以内の期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(実績報告)

第10条 助成金の交付を受けたボランティア団体等又は推進地区は、事業の終了後速やかに、助成金に関する報告を別記様式第3号の事業実績報告書により理事長に提出しなければならない。

(理事会への報告)

第11条 理事長は、第6条第1項の交付若しくは不交付の決定又は第8条第1項に規定する取消しをしたときは、その状況を理事会に報告しなければならない。

(備付簿冊)

第12条 助成金の交付に関し、次の各号に掲げる事務局に備え付ける文書の保存期間は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 助成金交付申請書等及び関係書類 5年

- (2) 助成金交付取消しに係る関係書類 5年
- (3) 助成金収支実績報告書及び関係書類 5年
- (4) 別記様式第4号の助成金交付台帳 10年
(委任)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月17日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

助成金交付申請書

年 月 日

公益財団法人香川県防犯協会連合会理事長 殿

所在地（事務局等）

団体名

代表者 ⑩

年度において 活動を実施したいので、下記の
とおり助成金を交付して下さるよう、公益財団法人香川県防犯協会連合会助成金交付
規程第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金の額

金 円

2 関係書類

事業計画書

活動種別	金額	活動の内容

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

公香防連第 年 月 号
年 月 日

殿

公益財団法人香川県防犯協会連合会

理事長



助成金交付通知書

年 月 日付で申請のあった安全・安心まちづくり等助成金については、公益財団法人香川県防犯協会連合会助成金交付規程第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

1 助成金の額

金

円

2 交付の条件

年 月 日

公益財団法人香川県防犯協会連合会理事長 殿

所在地

団体名

代表者

印

事業実績報告書

年 月 日付け 発第 号の助成金交付決定通知書に
基づき、 活動を実施した結果は下記のとおりである
ので報告します。

記

1 活動実績

事業実績報告書

活動種別	金額	活動の内容

2 関係書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第12条関係）

助成金交付台帳

受理 番号	支給年月日	申請者名	支給金額	活動の内容

備考

- 1 受付番号は、事業年度毎の番号とする。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。